

防衛省設置法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理に関する政令案新旧対照条文 目次

○	防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）（抄）（第一条関係）	．．．．．	1
○	防衛省組織令（昭和二十九年政令第七十八号）（抄）（第二条関係）	．．．．．	20
○	国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）（抄）（第二条関係）	．．．．．	22
○	自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第七十九号）（抄）（第三条関係）	．．．．．	24
○	防衛省職員の災害補償に関する政令（昭和四十一年政令第三百十二号）（抄）（第四条関係）	．．．．．	26
○	防衛省の職員の育児休業等に関する政令（平成四年政令第七十二号）（抄）（第五条関係）	．．．．．	27
○	国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十一号）（抄）（附則第四条関係）	．．．．．	28

○ 防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）（抄）（第一条関係）
 ※ 現行は、健康保険法施行令等の一部を改正する政令（令和八年政令第二百四十号）による改正（令和八年八月一日施行）後のもの
 （傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（単身赴任手当） 第九条の六 法第十四条第二項及び第二十五条第三項において準用する一般職給与法第十二条の二第一項及び第三項に規定する政令で定めるやむを得ない事情及び政令で定める基準、同条第二項に規定する政令で定める距離及び政令で定める額並びに同条第三項に規定する任用の事情等を考慮して政令で定める職員については、一般職に属する国家公務員の例による。	（単身赴任手当） 第九条の六 法第十四条第二項、第二十四条の二第三項及び第二十五条第三項において準用する一般職給与法第十二条の二第一項及び第三項に規定する政令で定めるやむを得ない事情及び政令で定める基準、同条第二項に規定する政令で定める距離及び政令で定める額並びに同条第三項に規定する任用の事情等を考慮して政令で定める職員については、一般職に属する国家公務員の例による。
2 法第十四条第二項及び第二十五条第三項において準用する一般職給与法第十二条の二第二項の規定による交通距離の算定については、一般職に属する国家公務員の例による。ただし、防衛大臣の定める官署に在勤する職員に係るものについては、防衛大臣の定めるところによる。	2 法第十四条第二項、第二十四条の二第三項及び第二十五条第三項において準用する一般職給与法第十二条の二第二項の規定による交通距離の算定については、一般職に属する国家公務員の例による。ただし、防衛大臣の定める官署に在勤する職員に係るものについては、防衛大臣の定めるところによる。
3 法第十四条第二項及び第二十五条第三項において準用する一般職給与法第十二条の二第三項に規定する単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして政令で定める職員は、一般職に属する国家公務員の例に準じて防衛大臣が定めるものとする。	3 法第十四条第二項、第二十四条の二第三項及び第二十五条第三項において準用する一般職給与法第十二条の二第三項に規定する単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして政令で定める職員は、一般職に属する国家公務員の例に準じて防衛大臣が定めるものとする。
4 法第十四条第二項及び第二十五条第三項において準用する一般職給与法第十二条の二第四項に規定する単身赴任手当の支給の調	4 法第十四条第二項、第二十四条の二第三項及び第二十五条第三項において準用する一般職給与法第十二条の二第四項に規定する

整に関する事項その他単身赴任手当の支給に関し必要な事項については、一般職に属する国家公務員の例による。

(食事の無料支給)

第十四条 次に掲げる職員（予備自衛官等を含む。以下この条、次条、第十七条及び第十七条の二において同じ。）に対しては、食事を無料で支給する。ただし、これらの者が休暇その他の防衛大臣の定める事由により防衛大臣の指定する場所にいない場合には、支給しないことができる。

一・二 (略)

(削る)

三〽五 (略)

二〽四 (略)

(被服の無料貸与及び支給)

第十七条 准陸尉以上の陸上自衛官、准海尉以上の海上自衛官又は准空尉以上の航空自衛官に対しては別表第九イに掲げる品目及び数量の被服を、陸曹長等、海曹長等又は空曹長等に対しては同表イ及びロに掲げる品目及び数量の被服を、学生又は生徒に対しては同表ハに掲げる品目及び数量の被服をそれぞれ無料で貸与し、陸曹長等、海曹長等若しくは空曹長等、学生又は生徒に対しては別表第十に掲げる品目及び数量の被服をその任用の際及び任用後品目ごとに同表に定める期間を経過したときごとに支給する。訓練招集等に応じている予備自衛官等に対しては、予備自衛官にあつてはその属する陸上自衛隊、海上自衛隊又は航空自衛隊の区分

単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他単身赴任手当の支給に関し必要な事項については、一般職に属する国家公務員の例による。

(食事の無料支給)

第十四条 次の各号に掲げる職員（予備自衛官等を含む。以下この条、次条、第十七条及び第十七条の二において同じ。）に対しては、食事を無料で支給する。ただし、これらの者が休暇その他の防衛大臣の定める事由により防衛大臣の指定する場所にいない場合には、支給しないことができる。

一・二 (略)

三 自衛官候補生

四〽六 (略)

二〽四 (略)

(被服の無料貸与及び支給)

第十七条 准陸尉以上の陸上自衛官、准海尉以上の海上自衛官又は准空尉以上の航空自衛官に対しては別表第九イに掲げる品目及び数量の被服を、陸曹長等、海曹長等若しくは空曹長等又は陸上自衛隊、海上自衛隊若しくは航空自衛隊の自衛官候補生に対しては同表イ及びロに掲げる品目及び数量の被服を、学生又は生徒に対しては同表ハに掲げる品目及び数量の被服をそれぞれ無料で貸与し、陸曹長等、海曹長等若しくは空曹長等、陸上自衛隊、海上自衛隊若しくは航空自衛隊の自衛官候補生、学生又は生徒に対しては別表第十に掲げる品目及び数量の被服をその任用の際（自衛官候補生から引き続いて自衛官に任用された場合を除く。）及び任

に従いそれぞれ陸曹長等、海曹長等又は空曹長等の例に準じ、即ち予備自衛官にあつては陸曹長等の例に準じ、予備自衛官補にあつてはその属する陸上自衛隊又は海上自衛隊の区分に従いそれぞれ陸曹長等又は海曹長等の例に準じてそれぞれ防衛大臣の定めるところにより、被服を無料で貸与することができる。

2 前項の職員が同項の規定により貸与された被服の全部又は一部を亡失し、又は使用に堪えない程度に損傷した場合には、別表第九に掲げる被服の品目及び数量の範囲内で、亡失し、又は損傷した被服の品目及び数量と同一の品目及び数量の被服を再び無料で貸与することができる。陸曹長等、海曹長等若しくは空曹長等、学生又は生徒が公務の遂行による事故又は天災事変による災害のため、同項の規定により支給された被服の全部又は一部を亡失し、又は使用に堪えない程度に損傷した場合には、別表第十に掲げる被服の品目及び数量の範囲内で、亡失し、又は損傷した被服の品目及び数量と同一の品目及び数量の被服を再び支給する。

3 5 (略)

6 第一項の職員が次の各号のいずれかに掲げる場合に該当するときは、同項から第三項まで及び前項の規定により貸与された被服(第二号に掲げる場合に該当するときにあつては、別表第九口に

用後品目ごとに同表に定める期間(自衛官候補生から引き続いて自衛官に任用された後最初の期間については、同表に定める期間から当該自衛官候補生であつた期間を減じた期間)を経過したときごとに支給する。訓練招集等に応じている予備自衛官等に対しては、予備自衛官にあつてはその属する陸上自衛隊、海上自衛隊又は航空自衛隊の区分に従いそれぞれ陸曹長等、海曹長等又は空曹長等の例に準じ、即ち予備自衛官にあつては陸曹長等の例に準じ、予備自衛官補にあつてはその属する陸上自衛隊又は海上自衛隊の区分に従いそれぞれ陸曹長等又は海曹長等の例に準じてそれぞれ防衛大臣の定めるところにより、被服を無料で貸与することができる。

2 前項の職員が同項の規定により貸与された被服の全部又は一部を亡失し、又は使用に堪えない程度に損傷した場合には、別表第九に掲げる被服の品目及び数量の範囲内で、亡失し、又は損傷した被服の品目及び数量と同一の品目及び数量の被服を再び無料で貸与することができる。陸曹長等、海曹長等若しくは空曹長等、陸上自衛隊、海上自衛隊若しくは航空自衛隊の自衛官候補生、学生又は生徒が公務の遂行による事故又は天災事変による災害のため、同項の規定により支給された被服の全部又は一部を亡失し、又は使用に堪えない程度に損傷した場合には、別表第十に掲げる被服の品目及び数量の範囲内で、亡失し、又は損傷した被服の品目及び数量と同一の品目及び数量の被服を再び支給する。

3 5 (略)

6 第一項の職員が次の各号のいずれかに掲げる場合に該当するときは、同項から第三項まで及び前項の規定により貸与された被服(第二号に掲げる場合に該当するときにあつては、別表第九口に

掲げる被服に限る。)の全部をその際国に返還しなければならない。

一 陸上自衛官、海上自衛官若しくは航空自衛官、学生又は生徒がそれぞれ陸上自衛官、海上自衛官若しくは航空自衛官、学生又は生徒以外の者となつた場合

二・三 (略)

7・8 (略)

(弁償義務等)

第十七条の二 (略)

2 (略)

3 陸曹長等、海曹長等若しくは空曹長等、学生又は生徒がそれぞれ陸曹長等、海曹長等若しくは空曹長等、学生又は生徒以外の者となつた場合には、それらの者は、前条第一項から第三項までの規定により支給を受けた被服でその支給を受けた日から起算して別表第十において品目ごとに定める期間内にあるものについて、その被服の代価として防衛大臣の定める額を国に払い込まなければならない。

掲げる被服に限る。)の全部をその際国に返還しなければならない。

一 陸上自衛官、海上自衛官若しくは航空自衛官、陸上自衛隊、海上自衛隊若しくは航空自衛隊の自衛官候補生、学生又は生徒がそれぞれ陸上自衛官、海上自衛官若しくは航空自衛官、陸上自衛隊、海上自衛隊若しくは航空自衛隊の自衛官候補生、学生又は生徒以外の者となつた場合 (陸上自衛隊、海上自衛隊又は航空自衛隊の自衛官候補生がそれぞれ陸上自衛官、海上自衛官又は航空自衛官となり、かつ、現に貸与されている被服が当該自衛官に貸与される被服と同一の制式である場合を除く。)

二・三 (略)

7・8 (略)

(弁償義務等)

第十七条の二 (略)

2 (略)

3 陸曹長等、海曹長等若しくは空曹長等、陸上自衛隊、海上自衛隊若しくは航空自衛隊の自衛官候補生、学生又は生徒がそれぞれ陸曹長等、海曹長等若しくは空曹長等、陸上自衛隊、海上自衛隊若しくは航空自衛隊の自衛官候補生、学生又は生徒以外の者となつた場合 (陸上自衛隊、海上自衛隊又は航空自衛隊の自衛官候補生がそれぞれ陸曹長等、海曹長等又は空曹長等となつた場合を除く。)には、それらの者は、前条第一項から第三項までの規定により支給を受けた被服でその支給を受けた日から起算して別表第十において品目ごとに定める期間内にあるものについて、その被服の代価として防衛大臣の定める額を国に払い込まなければならない。

4 (略)

(療養の範囲)

第十七条の三 自衛官、訓練招集等に応じている予備自衛官等、学生及び生徒（以下第十七条の八の四までにおいて「自衛官等」という。）が公務又は通勤によらないで負傷し、又は疾病にかかった場合において国が行う療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費若しくは療養費の支給の対象となるべき療養の範囲は、次に掲げるものとする。

一～五 (略)

2・3 (略)

(月間の高額療養費の支給要件及び支給額)

第十七条の六 高額療養費は、同一の月における次に掲げる金額を合算した金額から国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）第十一条の三の三第二項から第五項までの規定により支給される高額療養費の額を控除した金額（以下この項において「一部負担金等世帯合算額」という。）が高額療養費算定基準額を超える場合に支給するものとし、その額は、一部負担金等世帯合算額から高額療養費算定基準額を控除した金額に、同一の月における自衛官等（第十七条の七第一項の規定により療養の給付又は保険外併用療養費、療養費若しくは訪問看護療養費の支給を受けている者を含む。以下この項から第十七条の六の五までにおいて同じ。）に係る次に掲げる金額を合算した金額が一部負担金等世帯合算額に占める割合を乗じて得た金額とする。

ない。

4 (略)

(療養の範囲)

第十七条の三 自衛官、自衛官候補生、訓練招集等に応じている予備自衛官等、学生及び生徒（以下第十七条の八の四までにおいて「自衛官等」という。）が公務又は通勤によらないで負傷し、又は疾病にかかった場合において国が行う療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費若しくは療養費の支給の対象となるべき療養の範囲は、次に掲げるものとする。

一～五 (略)

2・3 (略)

(月間の高額療養費の支給要件及び支給額)

第十七条の六 高額療養費は、同一の月における次に掲げる金額を合算した金額から国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）第十一条の三の三第二項から第五項までの規定により支給される高額療養費の額を控除した金額（以下この項において「一部負担金等世帯合算額」という。）が高額療養費算定基準額を超える場合に支給するものとし、その額は、一部負担金等世帯合算額から高額療養費算定基準額を控除した金額に、同一の月における自衛官等（第十七条の七第一項の規定により療養の給付又は保険外併用療養費、療養費若しくは訪問看護療養費の支給を受けている者を含む。以下この項から第十七条の六の五までにおいて同じ。）に係る次に掲げる金額を合算した金額が一部負担金等世帯合算額に占める割合を乗じて得た金額とする。

一 自衛官等又は自衛官、学生若しくは生徒の被扶養者（以下「自衛官被扶養者」という。）（国家公務員共済組合法第五十九条第一項又は第二項の規定により支給される家族療養費又は家族訪問看護療養費に係る療養を受けている者を含む。以下この項において同じ。）が同一の月にそれぞれ一の病院、診療所、薬局その他の療養機関（以下この条、次条及び第十七条の六の四第一項第一号において「病院等」という。）から受けた療養（食事療養、生活療養、当該自衛官等が第四項の規定に該当する場合における同項に規定する療養及び当該自衛官被扶養者が国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の三第八項の規定に該当する場合における同項に規定する療養を除く。以下この項、次条及び第十七条の六の四において同じ。）であつて次号に規定する特定給付対象療養以外のものに係る次のイからへまでに掲げる金額（七十歳に達する日の属する月以前の療養に係るものにあつては、二万千円（同令第十一条の三の四の二第一項第一号に規定する七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、一万五百円）以上のものに限る。）を合算した金額

イ～へ （略）

二 （略）

2～5 （略）

（その他高額療養費の支給に関する事項）

第十七条の六の三 （略）

2～6 （略）

7 自衛官、学生若しくは生徒（基準日自衛官等を除く。）が計算

一 自衛官等又は自衛官、自衛官候補生、学生若しくは生徒の被扶養者（以下「自衛官被扶養者」という。）（国家公務員共済組合法第五十九条第一項又は第二項の規定により支給される家族療養費又は家族訪問看護療養費に係る療養を受けている者を含む。以下この項において同じ。）が同一の月にそれぞれ一の病院、診療所、薬局その他の療養機関（以下この条、次条及び第十七条の六の四第一項第一号において「病院等」という。）から受けた療養（食事療養、生活療養、当該自衛官等が第四項の規定に該当する場合における同項に規定する療養及び当該自衛官被扶養者が国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の三第八項の規定に該当する場合における同項に規定する療養を除く。以下この項、次条及び第十七条の六の四において同じ。）であつて次号に規定する特定給付対象療養以外のものに係る次のイからへまでに掲げる金額（七十歳に達する日の属する月以前の療養に係るものにあつては、二万千円（同令第十一条の三の四の二第一項第一号に規定する七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、一万五百円）以上のものに限る。）を合算した金額

イ～へ （略）

二 （略）

2～5 （略）

（その他高額療養費の支給に関する事項）

第十七条の六の三 （略）

2～6 （略）

7 自衛官、自衛官候補生、学生若しくは生徒（基準日自衛官等を

期間において退職し、又は訓練招集等に応じている予備自衛官等（基準日自衛官等を除く。）が計算期間において訓練招集等の期間を終了した場合における第十七条の六の二の規定による高額療養費の支給については、その者が、退職し、又は訓練招集等の期間を終了した日（計算期間において、その者が、退職し、又は訓練招集等の期間を終了した日が複数ある場合にあつては、当該退職し、又は訓練招集等の期間を終了した日のうち最も遅い日）の前日を基準日とみなして、同条及び前条第六項の規定を適用する。

8 (略)

（その他高額介護合算療養費の支給に関する事項）

第十七条の六の六 自衛官、学生若しくは生徒が退職し又は訓練招集等に応じている予備自衛官等が訓練招集等の期間を終了し、かつ、計算期間の途中において死亡した場合その他防衛省令で定める場合における高額介護合算療養費の支給については、死亡した日の前日（防衛省令で定める場合にあつては、防衛省令で定める日）を基準日とみなして、前二条の規定を適用する。

2 (略)

（自衛官等が日雇特例被保険者又はその被扶養者となつた場合等の給付）

第十七条の七 自衛官、学生若しくは生徒が退職し又は訓練招集等に応じている予備自衛官等が訓練招集等の期間を終了し、かつ、健康保険法第三条第二項に規定する日雇特例被保険者又はその被

除く。）が計算期間において退職し、又は訓練招集等に応じている予備自衛官等（基準日自衛官等を除く。）が計算期間において訓練招集等の期間を終了した場合における第十七条の六の二の規定による高額療養費の支給については、その者が、退職し、又は訓練招集等の期間を終了した日（計算期間において、その者が、退職し、又は訓練招集等の期間を終了した日が複数ある場合にあつては、当該退職し、又は訓練招集等の期間を終了した日のうち最も遅い日）の前日を基準日とみなして、同条及び前条第六項の規定を適用する。

8 (略)

（その他高額介護合算療養費の支給に関する事項）

第十七条の六の六 自衛官、自衛官候補生、学生若しくは生徒が退職し又は訓練招集等に応じている予備自衛官等が訓練招集等の期間を終了し、かつ、計算期間の途中において死亡した場合その他防衛省令で定める場合における高額介護合算療養費の支給については、死亡した日の前日（防衛省令で定める場合にあつては、防衛省令で定める日）を基準日とみなして、前二条の規定を適用する。

2 (略)

（自衛官等が日雇特例被保険者又はその被扶養者となつた場合等の給付）

第十七条の七 自衛官、自衛官候補生、学生若しくは生徒が退職し又は訓練招集等に応じている予備自衛官等が訓練招集等の期間を終了し、かつ、健康保険法第三条第二項に規定する日雇特例被保

扶養者となつた場合において、その者が退職し又は訓練招集等の期間を終了した際に療養の給付若しくは入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費若しくは訪問看護療養費の支給又は介護保険法（平成九年法律第百二十三号）の規定による居宅介護サービス費（同法の規定による当該給付のうち療養に相当する同法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービスに係るものに限る。）、特例居宅介護サービス費（同法の規定による当該給付のうち療養に相当する同法第八条第一項に規定する居宅サービス又はこれに相当するサービスに係るものに限る。）、地域密着型介護サービス費（同法の規定による当該給付のうち療養に相当する同法第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービスに係るものに限る。）、特例地域密着型介護サービス費（同法の規定による当該給付のうち療養に相当する同法第八条第十四項に規定する地域密着型サービス又はこれに相当するサービスに係るものに限る。）、施設介護サービス費（同法の規定による当該給付のうち療養に相当する同法第四十八条第一項に規定する指定施設サービス等に係るものに限る。）、特例施設介護サービス費（同法の規定による当該給付のうち療養に相当する同法第八条第二十六項に規定する施設サービスに係るものに限る。）、介護予防サービス費（同法の規定による当該給付のうち療養に相当する同法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービスに係るものに限る。）若しくは特例介護予防サービス費（同法の規定による当該給付のうち療養に相当する同法第八条の二第一項に規定する介護予防サービス又はこれに相当するサービスに係るものに限る。）の支給を受けているときは、当該疾病又は負傷及びこれらにより生じた疾病について継続して療養の給付又は入院

険者又はその被扶養者となつた場合において、その者が退職し又は訓練招集等の期間を終了した際に療養の給付若しくは入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費若しくは訪問看護療養費の支給又は介護保険法（平成九年法律第百二十三号）の規定による居宅介護サービス費（同法の規定による当該給付のうち療養に相当する同法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービスに係るものに限る。）、特例居宅介護サービス費（同法の規定による当該給付のうち療養に相当する同法第八条第一項に規定する居宅サービス又はこれに相当するサービスに係るものに限る。）、地域密着型介護サービス費（同法の規定による当該給付のうち療養に相当する同法第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービスに係るものに限る。）、特例地域密着型介護サービス費（同法の規定による当該給付のうち療養に相当する同法第八条第十四項に規定する地域密着型サービス又はこれに相当するサービスに係るものに限る。）、施設介護サービス費（同法の規定による当該給付のうち療養に相当する同法第四十八条第一項に規定する指定施設サービス等に係るものに限る。）、特例施設介護サービス費（同法の規定による当該給付のうち療養に相当する同法第八条第二十六項に規定する施設サービスに係るものに限る。）、介護予防サービス費（同法の規定による当該給付のうち療養に相当する同法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービスに係るものに限る。）若しくは特例介護予防サービス費（同法の規定による当該給付のうち療養に相当する同法第八条の二第一項に規定する介護予防サービス又はこれに相当するサービスに係るものに限る。）の支給を受けているときは、当該疾病又は負傷及びこれらにより生じた疾病について継続して療養

時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費若しくは移送費の支給を行うものとする。

2・3 (略)

(削る)

の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費若しくは移送費の支給を行うものとする。

2・3 (略)

(自衛官候補生手当等の支給)

第十七条の十の二 自衛官候補生手当は、自衛官候補生が採用された日から自衛官候補生としての任用期間を満了し、若しくは離職した日(自衛官候補生が任用期間を満了した日に自衛官となつた場合にあつては、その満了した日の前日)又は死亡した月まで支給する。ただし、停職処分を受け、又は正当な理由がなくて勤務しなかつた自衛官候補生に対しては、その停職処分を受け、又は勤務しなかつた期間に係る自衛官候補生手当は、支給しない。

2 自衛官候補生手当の計算期間は、月の初日から末日までとし、毎月十八日にその日の属する月の自衛官候補生手当を支給する。

3 前二項に定めるもののほか、自衛官候補生手当の支給日その他の支給に関する事項については、第八条の規定を準用する。

4 自衛官候補生に対する第二種初任給調整手当は、新たに採用された自衛官候補生であつて、その採用された日において、自衛官候補生手当の月額を考慮して防衛大臣の定める額に十二を乗じ、その額を算定基礎時間数(第七条の二第一項の防衛大臣の定める時間数に五十二を乗じたものをいう。次項において同じ。)で除して得た額(当該額に、五十銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数を生じたときはこれを一円に切り上げた額。以下この項及び次項において「特定額」という。が、当該自衛官候補生が在勤する地域における第八条の五第

(予備自衛官手当の不支給等)

第十七条の十二 法第二十四条の二第四項第二号に規定する政令で定める特別の事由は、次の各号のいずれかに掲げる事由とする。

一・二 (略)

2 予備自衛官が法第二十四条の二第四項各号のいずれかに掲げる場合に該当したときは、前条の規定により既に支給した分の翌月分以降の予備自衛官手当を支給しない。ただし、予備自衛官が同項第三号に掲げる場合に該当しても、その後の訓練招集に応じた場合（当該後の訓練招集に応じなかった場合でも、その応じな

六項の規定により一般職に属する国家公務員の例によることとされる民間の賃金の最低基準を考慮して政令で定める額（以下この項及び次項において「基準額」という。）を下回るものに対し、同日から特定額が基準額以上となった日の前日まで支給する。

5 前項の第二種初任給調整手当の月額、特定額と基準額との差額に、算定基礎時間数を乗じ、その額を十二で除して得た額（当該額に百円未満の端数を生じたときは、これを百円に切り上げた額）とする。

6 第四項の適用を受ける自衛官候補生以外の自衛官候補生であつて、同項に規定する第二種初任給調整手当を支給される者との権衡上必要があるものとして防衛大臣の定めるものには、防衛大臣の定めるところにより、前二項の規定に準じて、第二種初任給調整手当を支給する。

7 前三項に定めるもののほか、自衛官候補生に対する第二種初任給調整手当の支給に関し必要な事項については、一般職に属する国家公務員の例による。

(予備自衛官手当の不支給等)

第十七条の十二 法第二十四条の三第四項第二号に規定する政令で定める特別の事由は、次の各号のいずれかに掲げる事由とする。

一・二 (略)

2 予備自衛官が法第二十四条の三第四項各号のいずれかに掲げる場合に該当したときは、前条の規定により既に支給した分の翌月分以降の予備自衛官手当を支給しない。ただし、予備自衛官が法第二十四条の三第四項第三号に掲げる場合に該当しても、その後の訓練招集に応じた場合（当該後の訓練招集に応じなかった場合

つたことが正当の事由による場合を含む。）又は防衛招集等に応じた場合には、前条の規定により既に支給した分の翌月分からその訓練招集に応じた日（正当の事由により当該後の訓練招集に応じなかつた場合については、その応じなかつたことが正当の事由によることが判明した日）又は防衛招集等に応じた日の属する月の前月分までに限り、予備自衛官手当を支給しない。

（即応予備自衛官手当の支給等）

第十七条の十三 前二条の規定は、即応予備自衛官に対する即応予備自衛官手当の支給について準用する。この場合において、前条第一項中「法第二十四条の二第四項第二号」とあるのは「法第二十四条の三第三項において準用する法第二十四条の二第四項第二号」と、同項第一号中「又は災害招集」とあるのは「治安招集又は災害等招集」と、同条第二項中「法第二十四条の二第四項各号」とあるのは「法第二十四条の三第三項において準用する法第二十四条の二第四項各号」と読み替えるものとする。

（学生手当等の支給）

第十八条 （略）

2 6 （略）

7 学生に対する第二種初任給調整手当は、新たに防衛大学校又は防衛医科大学校に入校を命ぜられた学生であつて、その命ぜられ

でも、その応じなかつたことが正当の事由による場合を含む。）又は防衛招集等に応じた場合には、前条の規定により既に支給した分の翌月分からその訓練招集に応じた日（正当の事由により当該後の訓練招集に応じなかつた場合については、その応じなかつたことが正当の事由によることが判明した日）又は防衛招集等に応じた日の属する月の前月分までに限り、予備自衛官手当を支給しない。

（即応予備自衛官手当の支給等）

第十七条の十三 前二条の規定は、即応予備自衛官手当の支給について準用する。この場合において、これらの規定中「予備自衛官」とあるのは「即応予備自衛官」と、前条第一項中「法第二十四条の三第四項第二号」とあるのは「法第二十四条の四第三項において準用する法第二十四条の三第四項第二号」と、同項第一号中「又は災害招集」とあるのは「治安招集又は災害等招集」と、同条第二項中「法第二十四条の三第四項各号」とあるのは「法第二十四条の四第三項において準用する法第二十四条の三第四項各号」と、「法第二十四条の三第四項第三号」とあるのは「法第二十四条の四第三項において準用する法第二十四条の三第四項第三号」と読み替えるものとする。

（学生手当等の支給）

第十八条 （略）

2 6 （略）

7 第十七条の十の二第四項から第七項までの規定は、学生に対する第二種初任給調整手当の支給について準用する。この場合にお

た日において、学生手当の月額を考慮して防衛大臣の定める額に十二を乗じ、その額を算定基礎時間数（第七条の二第一項の防衛大臣の定める時間数に五十二を乗じたものをいう。次項において同じ。）で除して得た額（当該額に、五十銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数を生じたときはこれを一円に切り上げた額。以下この項及び次項において「特定額」という。）が、当該学生が教育訓練を受ける地域における第八条の五第六項の規定により一般職に属する国家公務員の例によることとされる民間の賃金の最低基準を考慮して政令で定める額（以下この項及び次項において「基準額」という。）を下回るものに対し、同日から特定額が基準額以上となつた日の前日まで支給する。

8 前項の第二種初任給調整手当の月額は、特定額と基準額との差額に、算定基礎時間数を乗じ、その額を十二で除して得た額（当該額に百円未満の端数を生じたときは、これを百円に切り上げた額）とする。

9 第七項の適用を受ける学生以外の学生であつて、同項に規定する第二種初任給調整手当を支給される者との権衡上必要があるものとして防衛大臣の定めるものには、防衛大臣の定めるところにより、前二項の規定に準じて、第二種初任給調整手当を支給する。

10 前三項に定めるもののほか、学生に対する第二種初任給調整手当の支給に関し必要な事項については、一般職に属する国家公務員の例による。

（生徒手当等の支給）

いて、同条第四項中「新たに採用された」とあるのは「新たに防衛大学校又は防衛医科大学校に入校を命ぜられた」と、「採用された日」とあるのは「命ぜられた日」と、「自衛官候補生手当」とあるのは「学生手当」と、「在勤する」とあるのは「教育訓練を受ける」と読み替えるものとする。

（新設）

（新設）

（新設）

（生徒手当等の支給）

第十八条の二 (略)

2 (略)

3 前条第七項から第十項までの規定は、生徒に対する第二種初任給調整手当の支給について準用する。この場合において、同条第七項中「防衛大学校又は防衛医科大学校」とあるのは「陸上自衛隊高等工科学校」と、「学生手当」とあるのは「生徒手当」と読み替えるものとする。

(削る)

(削る)

第十八条の二 (略)

2 (略)

3 第十七条の十の二第四項から第七項までの規定は、生徒に対する第二種初任給調整手当の支給について準用する。この場合において、同条第四項中「新たに採用された」とあるのは「新たに陸上自衛隊高等工科学校に入校を命ぜられた」と、「採用された日」とあるのは「命ぜられた日」と、「自衛官候補生手当」とあるのは「生徒手当」と、「在勤する」とあるのは「教育訓練を受ける」と読み替えるものとする。

(自衛官任用一時金の額等)

第十九条の二 自衛官任用一時金の額は、三十四万四千円とする。

2 自衛官任用一時金は、自衛官候補生から引き続いて自衛官となつた日の属する月又はその翌月に支給する。

(自衛官任用一時金の償還金の金額等)

第十九条の三 自衛官任用一時金の支給を受けた自衛官が自衛隊法第三十六条第一項に規定する期間の満了前に離職した場合における法第二十六条の二第三項に規定する政令で定める金額は、その者が受けた自衛官任用一時金の額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た金額とする。この場合において、勤続期間の月数が一年以上となる自衛官の償還金の金額は、零とする。

- 一 勤続期間が三月未満である場合 百分の百
- 二 勤続期間が三月以上七月未満である場合 百分の七十五
- 三 勤続期間が七月以上十一月未満である場合 百分の五十

四 勤続期間が十一月以上一年三月未満である場合 百分の二十
五

2 前項に規定する勤続期間は、自衛官となつた日の属する月から自衛官でなくなつた日の属する月までの月数により計算するものとし、当該自衛官が休職（公務上の傷病による休職及び通勤による傷病による休職を除く。）若しくは停職にされた期間又は国家公務員の育児休業等に関する法律第二十七条第一項において準用する同法第三条の規定により育児休業をした期間があるときは、当該期間の属する月数を控除するものとする。

（委任規定）

第十九条の四 前二条に規定するもののほか、自衛官任用一時金の支給方法及び償還方法に関し必要な事項は、防衛大臣が定める。

（指定場所生活調整金の額等）

第十九条の二 （略）

2 指定場所生活調整金は、基準期間（法第二十六条の二第一項に規定する基準期間をいう。次項において同じ。）の末日の翌日の属する月又はその翌月に支給する。

3 （略）

（委任規定）

第十九条の三 （略）

（昇任の場合等における退職手当の特例）

第二十五条 法第二十八条第十一項の政令で定める場合は、自衛隊

五

2 前項に規定する勤続期間は、自衛官となつた日の属する月から自衛官でなくなつた日の属する月までの月数により計算するものとし、当該自衛官が休職（公務上の傷病による休職及び通勤による傷病による休職を除く。）若しくは停職にされた期間又は国家公務員の育児休業等に関する法律第二十七条第一項において準用する同法第三条の規定により育児休業をした期間があるときは、当該期間の属する月数を控除するものとする。

（委任規定）

第十九条の四 前二条に規定するもののほか、自衛官任用一時金の支給方法及び償還方法に関し必要な事項は、防衛大臣が定める。

（指定場所生活調整金の額等）

第十九条の五 （略）

2 指定場所生活調整金は、基準期間（法第二十六条の三第一項に規定する基準期間をいう。次項において同じ。）の末日の翌日の属する月又はその翌月に支給する。

3 （略）

（委任規定）

第十九条の六 （略）

（昇任の場合等における退職手当の特例）

第二十五条 法第二十八条第十一項の政令で定める場合は、自衛隊

法第三十六条第二項に規定する陸曹候補者、海曹候補者又は空曹候補者の指定を受けた者のうち防衛大臣の定めるもの（以下この条において「防衛大臣の定める陸曹候補者等」という。）となつた場合とする。

2
(略)

3 法第二十八条第九項に規定する未受給隊員以外の任用期間の定めのある隊員が、その任用期間の満了する日までに三等陸曹、三等海曹若しくは三等空曹以上の自衛官に昇任し、又は防衛大臣の定める陸曹候補者等となつたこと（以下この条において「昇任等」という。）により任用期間の定めのある隊員以外の隊員（以下この条において「任用期間の定めのない隊員」という。）となり、その後次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するに至つた場合には、退職手当として、その者の退職又は死亡当時の俸給月額（准陸尉、准海尉又は准空尉以上の自衛官に昇任した者にあつては、その者が陸曹長等、海曹長等又は空曹長等として受けていた最終の号俸と同一の当該階級における号俸によるその者の退職又は死亡当時の額）の三十分の一に相当する額にその者の任用期間の定めのある隊員としての勤続期間一月につき、法第二十八条第一項第一号に掲げる者にあつては四日、同項第二号に掲げる者にあつては八日、同項第三号に掲げる者にあつては六日、同項第四号に掲げる者にあつては三日の割合で計算した日数とその者の任用期間の定めのない隊員としての勤続期間一月につき、同項第一号に掲げる者にあつては二日、同項第二号に掲げる者にあつては四日、同項第三号に掲げる者にあつては三日、同項第四号に掲げる者にあつては一・五日の割合で計算した日数との合計日数を乗じて得た額を支給する。ただし、当該退職手当の額が国家公務員

法第三十六条第五項に規定する陸曹候補者、海曹候補者又は空曹候補者の指定を受けた者のうち防衛大臣の定めるもの（以下この条において「防衛大臣の定める陸曹候補者等」という。）となつた場合とする。

2
(略)

3 法第二十八条第九項に規定する未受給隊員以外の任用期間の定めのある隊員が、その任用期間の満了する日までに三等陸曹、三等海曹若しくは三等空曹以上の自衛官に昇任し、又は防衛大臣の定める陸曹候補者等となつたこと（以下この条において「昇任等」という。）により任用期間の定めのある隊員以外の隊員（以下この条において「任用期間の定めのない隊員」という。）となり、その後次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するに至つた場合には、退職手当として、その者の退職又は死亡当時の俸給月額（准陸尉、准海尉又は准空尉以上の自衛官に昇任した者にあつては、その者が陸曹長等、海曹長等又は空曹長等として受けていた最終の号俸と同一の当該階級における号俸によるその者の退職又は死亡当時の額）の三十分の一に相当する額にその者の任用期間の定めのある隊員としての勤続期間一月につき、同条第一項第一号及び第二号に掲げる者にあつては四日、同項第三号に掲げる者にあつては八日、同項第四号に掲げる者にあつては六日、同項第五号に掲げる者にあつては三日の割合で計算した日数とその者の任用期間の定めのない隊員としての勤続期間一月につき、同項第一号及び第二号に掲げる者にあつては二日、同項第三号に掲げる者にあつては四日、同項第四号に掲げる者にあつては三日、同項第五号に掲げる者にあつては一・五日の割合で計算した日数との合計日数を乗じて得た額を支給する。ただし、当該退職手当の額

退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）の規定の例により計算して得た額に満たないときは、その計算して得た額をもつて退職手当の額とする。

一〇三（略）

459（略）

10 法第二十八条及びこの条の規定による退職手当の計算の基礎となる勤続期間及び自衛隊法第三十六条第五項の規定により任用期間を延長された期間の計算は、任用期間の定めのある隊員又は任用期間の定めのある隊員であつた者にあつてはその任用期間の定めのある隊員として任用された日の属する月から、同項の規定により任用期間を延長された者にあつてはその任用期間を延長された日の属する月から、それぞれこれらの者が退職し、又は死亡した日の属する月までの月数による。この場合において、昇任等の日の属する月は、任用期間の定めのある隊員であつた月として計算するものとする。

11 前項の場合において、同項に規定する者がそれぞれ月の初日以外の日において自衛隊法第三十六条第四項の規定により引き続き任用され、又は同条第五項の規定により任用期間を延長された者であるときは、それぞれその引き続き任用され、又は任用期間を延長された日の属している月の翌月からその者の勤続期間又は任用期間を延長された期間を計算するものとする。ただし、これらの者がこれらの日の属する月において退職し、又は死亡した場合におけるこれらの者の勤続期間又は任用期間を延長された期間は、一月とする。

12（略）

が国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）の規定の例により計算して得た額に満たないときは、その計算して得た額をもつて退職手当の額とする。

一〇三（略）

459（略）

10 法第二十八条及びこの条の規定による退職手当の計算の基礎となる勤続期間及び自衛隊法第三十六条第八項の規定により任用期間を延長された期間の計算は、任用期間の定めのある隊員又は任用期間の定めのある隊員であつた者にあつてはその任用期間の定めのある隊員として任用された日の属する月から、同項の規定により任用期間を延長された者にあつてはその任用期間を延長された日の属する月から、それぞれこれらの者が退職し、又は死亡した日の属する月までの月数による。この場合において、昇任等の日の属する月は、任用期間の定めのある隊員であつた月として計算するものとする。

11 前項の場合において、同項に規定する者がそれぞれ月の初日以外の日において自衛隊法第三十六条第七項の規定により引き続き任用され、又は同条第八項の規定により任用期間を延長された者であるときは、それぞれその引き続き任用され、又は任用期間を延長された日の属している月の翌月からその者の勤続期間又は任用期間を延長された期間を計算するものとする。ただし、これらの者がこれらの日の属する月において退職し、又は死亡した場合におけるこれらの者の勤続期間又は任用期間を延長された期間は、一月とする。

12（略）

別表第九（第十七条関係）

イ

品目	数 量		
	陸上自衛官	海上自衛官	航空自衛官
	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)

備考

一 陸上自衛官又は航空自衛官（これらの者のうち女子である者に限る。）に対して、冬服のスカート及び夏服のスカートを貸与する場合には、その者に貸与すべきバンドの数量は、一個とし、冬服のズボン及び夏服のズボンを貸与しない場合には、バンドは貸与しないものとする。

二 男子である海士長以下の海上自衛官に対しては、ワイシャツ及びネクタイを貸与せず、また、その者に貸与すべきバンドの数量は、一個とする。

三 陸上自衛官又は航空自衛官（これらの者のうち女子である者に限る。）に対しては、この表の品目中編上靴又

別表第九（第十七条関係）

イ

品目	数 量		
	陸上自衛官又は陸上自衛隊の自衛官候補生	海上自衛官又は海上自衛隊の自衛官候補生	航空自衛官又は航空自衛隊の自衛官候補生
	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)

備考

一 陸上自衛官若しくは航空自衛官又は陸上自衛隊若しくは航空自衛隊の自衛官候補生（これらの者のうち女子である者に限る。）に対して、冬服のスカート及び夏服のスカートを貸与する場合には、その者に貸与すべきバンドの数量は、一個とし、冬服のズボン及び夏服のズボンを貸与しない場合には、バンドは貸与しないものとする。

二 海士長以下の海上自衛官及び海上自衛隊の自衛官候補生（これらの者のうち女子である者を除く。）に対しては、ワイシャツ及びネクタイを貸与せず、また、その者に貸与すべきバンドの数量は、一個とする。

三 陸上自衛官若しくは航空自衛官又は陸上自衛隊若しくは航空自衛隊の自衛官候補生（これらの者のうち女子で

は半長靴に代えて短靴を貸与することができる。

四 海曹長等に対しては、その者に貸与すべき編上靴の数量は、一足とする。

(削る)

ロ

品 目	数 量			(略)
	陸曹長等			(略)
	海曹長等			(略)
	空曹長等			(略)
備考 海曹及び女子である海士長以下の海上自衛官に対しては、襟飾りを貸与しない。				

ハ (略)

ある者に限る。) に対しては、この表の品目中編上靴又は半長靴に代えて短靴を貸与することができる。

四 海曹長等又は海上自衛隊の自衛官候補生に対しては、その者に貸与すべき編上靴の数量は、一足とする。

五 自衛官候補生に対しては、階級章を貸与しない。

ロ

品 目	数 量			(略)
	陸曹長等又は 陸上自衛隊の 自衛官候補生			(略)
	海曹長等又は 海上自衛隊の 自衛官候補生			(略)
	空曹長等又は 航空自衛隊の 自衛官候補生			(略)
備考 一 海曹並びに女子である海士長以下の海上自衛官及び海上自衛隊の自衛官候補生に対しては、襟飾りを貸与しない。 二 海上自衛隊の自衛官候補生に対しては、階級章を貸与しない。				

ハ (略)

別表第十(第十七条、 第十七条の二関係)

品目	
(略)	等 陸曹長
(略)	等 海曹長
(略)	等 空曹長
(略)	学 生
(略)	生 徒
(略)	期 間

数 量

別表第十(第十七条、 第十七条の二関係)

品目	
(略)	候補生 自衛官 衛隊の 陸上自 等又は 陸曹長
(略)	候補生 自衛官 衛隊の 海上自 等又は 海曹長
(略)	候補生 自衛官 衛隊の 航空自 等又は 空曹長
(略)	学 生
(略)	生 徒
(略)	期 間

数 量

改 正 案	現 行
（大臣官房の所掌事務） 第五条 大臣官房は、次に掲げる事務をつかさどる。 一・二 （略） 三 防衛省の職員（自衛官（内部部局に所属する者を除く。））、 防衛省設置法（昭和二十九年法律第六十四号。以下「法」と いう。）第十五条第一項又は第十六条第一項（第三号を除く。 ）の教育訓練を受けている者（第十二条第三号において「学生 」という。）、自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第 二十五条第五項の教育訓練を受けている者（第十二条第三号に おいて「生徒」という。）、予備自衛官、即応予備自衛官及び 予備自衛官補を除く。第五号において同じ。）の私企業からの 隔離及び他への就職又は兼業の制限に関する制度及び基本的 な政策に関するものを除く。）。 四 三十三 （略） （秘書課の所掌事務） 第十二条 秘書課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一・二 （略） 三 防衛省の職員（自衛官（内部部局に所属する者を除く。））、 学生、生徒、予備自衛官、即応予備自衛官及び予備自衛官補を	（大臣官房の所掌事務） 第五条 大臣官房は、次に掲げる事務をつかさどる。 一・二 （略） 三 防衛省の職員（自衛官（内部部局に所属する者を除く。））、 <u>自衛官候補生</u>、防衛省設置法（昭和二十九年法律第六十四号 。以下「法」という。）第十五条第一項又は第十六条第一項（ 第三号を除く。）の教育訓練を受けている者（第十二条第三号 において「学生」という。）、自衛隊法（昭和二十九年法律第 百六十五号）第二十五条第五項の教育訓練を受けている者（第 十二条第三号において「生徒」という。）、予備自衛官、即応 予備自衛官及び予備自衛官補を除く。第五号において同じ。） の私企業からの隔離及び他への就職又は兼業の制限に関するこ と（私企業からの隔離及び他への就職又は兼業の制限に関する 制度及び基本的な政策に関するものを除く。）。 四 三十三 （略） （秘書課の所掌事務） 第十二条 秘書課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一・二 （略） 三 防衛省の職員（自衛官（内部部局に所属する者を除く。））、 <u>自衛官候補生</u>、学生、生徒、予備自衛官、即応予備自衛官及び

除く。第五号において同じ。）の私企業からの隔離及び他への就職又は兼業の制限に関する事（私企業からの隔離及び他への就職又は兼業の制限に関する制度及び基本的な政策に関するものを除く。）。

四・五（略）

予備自衛官補を除く。第五号において同じ。）の私企業からの隔離及び他への就職又は兼業の制限に関する事（私企業からの隔離及び他への就職又は兼業の制限に関する制度及び基本的な政策に関するものを除く。）。

四・五（略）

○ 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）（抄）（第二条関係）
 ※ 現行は、健康保険法施行令等の一部を改正する政令（令和八年政令第二百四十号）による改正（令和八年八月一日施行）後のもの

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（その他高額療養費の支給に関する事項） 第十一条の三の六（略） 2 13（略） 14 防衛省の職員の給与等に関する法律第二十二條の規定に基づき 国が自衛官（同法第二十二條の二第一項に規定する職員に該当する自衛官を除く。）並びに防衛大学校の学生、防衛医科大学校の学生及び陸上自衛隊高等工科学校の生徒（同法第二十二條の規定に基づき退職後において療養の給付又は保険外併用療養費、療養費若しくは訪問看護療養費の支給を受けている者を含む。）である組合員に対して行つた療養の給付又は保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費若しくは高額療養費の支給は、第十一条の三の三から前条まで及び前各項の規定の適用については、法の規定による給付とみなす。 15（略）	（その他高額療養費の支給に関する事項） 第十一条の三の六（略） 2 13（略） 14 防衛省の職員の給与等に関する法律第二十二條の規定に基づき 国が自衛官（同法第二十二條の二第一項に規定する職員に該当する自衛官を除く。）<u>、自衛官候補生並びに防衛大学校の学生、防衛医科大学校の学生及び陸上自衛隊高等工科学校の生徒（同法第二十二條の規定に基づき退職後において療養の給付又は保険外併用療養費、療養費若しくは訪問看護療養費の支給を受けている者を含む。）</u>である組合員に対して行つた療養の給付又は保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費若しくは高額療養費の支給は、<u>、</u>第十一条の三の三から前条まで及び前各項の規定の適用については、法の規定による給付とみなす。 15（略）
（その他高額介護合算療養費の支給に関する事項） 第十一条の三の六の四（略） 2 防衛省の職員の給与等に関する法律第二十二條の規定に基づき 国が自衛官（同法第二十二條の二第一項に規定する職員に該当す	（その他高額介護合算療養費の支給に関する事項） 第十一条の三の六の四（略） 2 防衛省の職員の給与等に関する法律第二十二條の規定に基づき 国が自衛官（同法第二十二條の二第一項に規定する職員に該当す

る自衛官を除く。)並びに防衛大学校の学生、防衛医科大学校の学生及び陸上自衛隊高等工科学校の生徒(同法第二十二条の規定に基づき退職後において療養の給付又は保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費若しくは高額療養費の支給を受けている者を含む。)である組合員に対して行つた療養の給付又は保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、高額療養費若しくは高額介護合算療養費の支給は、前二条及び前項の規定の適用については、法の規定による給付とみなす。

3 (略)

(給付に要する費用の算定単位)

第二十二条の二 組合の短期給付等に要する費用は、当該組合を組織する職員(任意継続組合員及び特例退職組合員を含む。)を単位として算定する。ただし、外務省の職員(任意継続組合員及び特例退職組合員を含む。)をもつて組織する組合にあつては、在外公館に勤務する外務公務員である職員(以下「在外組合員」という。)とその他の者とは区分し、防衛省の職員(任意継続組合員及び特例退職組合員を含む。)をもつて組織する組合にあつては、自衛官(防衛省の職員の給与等に関する法律第二十二条の二第一項に規定する職員に該当する自衛官を除く。)並びに防衛大学校の学生、防衛医科大学校の学生(防衛省設置法(昭和二十九年法律第六十四号)第十六条第一項第三号の教育訓練を受けている者を除く。)及び陸上自衛隊高等工科学校の生徒とその他の者とは区分して算定する。

2・3 (略)

る自衛官を除く。)、自衛官候補生並びに防衛大学校の学生、防衛医科大学校の学生及び陸上自衛隊高等工科学校の生徒(同法第二十二条の規定に基づき退職後において療養の給付又は保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費若しくは高額療養費の支給を受けている者を含む。)である組合員に対して行つた療養の給付又は保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、高額療養費若しくは高額介護合算療養費の支給は、前二条及び前項の規定の適用については、法の規定による給付とみなす。

3 (略)

(給付に要する費用の算定単位)

第二十二条の二 組合の短期給付等に要する費用は、当該組合を組織する職員(任意継続組合員及び特例退職組合員を含む。)を単位として算定する。ただし、外務省の職員(任意継続組合員及び特例退職組合員を含む。)をもつて組織する組合にあつては、在外公館に勤務する外務公務員である職員(以下「在外組合員」という。)とその他の者とは区分し、防衛省の職員(任意継続組合員及び特例退職組合員を含む。)をもつて組織する組合にあつては、自衛官(防衛省の職員の給与等に関する法律第二十二条の二第一項に規定する職員に該当する自衛官を除く。)、自衛官候補生並びに防衛大学校の学生、防衛医科大学校の学生(防衛省設置法(昭和二十九年法律第六十四号)第十六条第一項第三号の教育訓練を受けている者を除く。)及び陸上自衛隊高等工科学校の生徒とその他の者とは区分して算定する。

2・3 (略)

改 正 案	現 行
（募集期間の告示） 第百十四条 二等陸士として採用する陸上自衛官（第百十七条において「二等陸士」という。）の募集期間は、防衛大臣の定めるところに従い、都道府県知事が告示するものとする。 （試験期日及び試験場の告示等） 第百十七条 都道府県知事は、当該都道府県の区域を警備区域とする方面総監と協議して二等陸士の採用試験の試験期日、試験場の位置及び名称その他必要な事項を定め、これを告示するものとする。 2 都道府県知事は、自衛隊が管理する場所、施設又は器具（以下この項において「場所等」と総称する。）以外の場所等を二等陸士の採用試験のため使用しようとする場合には、都道府県知事の管理する場所等又は他の者の管理する場所等をその管理者と協議の上、自衛隊に使用させるものとする。 （海上自衛官及び航空自衛官の募集事務） 第百十八条 都道府県知事及び市町村長は、第百十四条から前条までの規定の例により、二等海士として採用する海上自衛官又は二	（募集期間の告示） 第百十四条 二等陸士として採用する陸上自衛官（第百十七条において「二等陸士」という。）又は陸上自衛隊の自衛官候補生の募集期間は、防衛大臣の定めるところに従い、都道府県知事が告示するものとする。 （試験期日及び試験場の告示等） 第百十七条 都道府県知事は、当該都道府県の区域を警備区域とする方面総監と協議して二等陸士又は陸上自衛隊の自衛官候補生の採用試験の試験期日、試験場の位置及び名称その他必要な事項を定め、これを告示するものとする。 2 都道府県知事は、自衛隊が管理する場所、施設又は器具（以下この項において「場所等」と総称する。）以外の場所等を二等陸士又は陸上自衛隊の自衛官候補生の採用試験のため使用しようとする場合には、都道府県知事の管理する場所等又は他の者の管理する場所等をその管理者と協議の上、自衛隊に使用させるものとする。 （海上自衛官、航空自衛官等の募集事務） 第百十八条 都道府県知事及び市町村長は、第百十四条から前条までの規定の例により、二等海士として採用する海上自衛官若しく

等空士として採用する航空自衛官の募集に関する事務を行う。

(広報宣伝)

第百十九条 都道府県知事及び市町村長は、自衛官の募集に関する広報宣伝を行うものとする。

(報告又は資料の提出)

第百二十条 防衛大臣は、自衛官の募集に関し必要があると認めるときは、都道府県知事又は市町村長に対し、必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

は二等空士として採用する航空自衛官又は海上自衛隊若しくは航空自衛隊の自衛官候補生の募集に関する事務を行う。

(広報宣伝)

第百十九条 都道府県知事及び市町村長は、自衛官又は自衛官候補生の募集に関する広報宣伝を行うものとする。

(報告又は資料の提出)

第百二十条 防衛大臣は、自衛官又は自衛官候補生の募集に関し必要があると認めるときは、都道府県知事又は市町村長に対し、必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

○ 防衛省職員の災害補償に関する政令（昭和四十一年政令第三百十二号）（抄）（第四条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（平均給与額計算の特例） 第四条 自衛官、<u>法第四条第一項に規定する防衛大学校又は防衛医科大学校の学生（次条第二項第一号において「学生」という。）</u>及び法第四条第一項に規定する生徒（<u>次条第二項第二号において「生徒」という。</u>）が採用の日に公務上の災害又は通勤による災害を受けた場合並びに訓練招集に応じている予備自衛官及び即応予備自衛官並びに教育訓練招集に応じている予備自衛官補が公務上の災害を受けた場合のその者の第一条の補償に係る平均給与額は、一般職の国家公務員の例に準じて防衛省令で定める。 （平均給与額計算の場合の給与の特例） 第五条 （略） 2 法第二十七条第二項の政令で定める給与は、次のとおりとする。 （削る） 一、<u>六</u> （略）	（平均給与額計算の特例） 第四条 自衛官、<u>自衛官候補生、法第四条第一項に規定する防衛大学校又は防衛医科大学校の学生（次条第二項第二号において「学生」という。）</u>及び法第四条第一項に規定する生徒（<u>次条第二項第三号において「生徒」という。</u>）が採用の日に公務上の災害又は通勤による災害を受けた場合並びに訓練招集に応じている予備自衛官及び即応予備自衛官並びに教育訓練招集に応じている予備自衛官補が公務上の災害を受けた場合のその者の第一条の補償に係る平均給与額は、一般職の国家公務員の例に準じて防衛省令で定める。 （平均給与額計算の場合の給与の特例） 第五条 （略） 2 法第二十七条第二項の政令で定める給与は、次のとおりとする。 一、<u>自衛官候補生にあつては、自衛官候補生手当、第二種初任給調整手当、扶養手当及び防衛大臣が定める額の食事代</u> 二、<u>七</u> （略）

改 正 案	現 行
（任期制自衛官についての特例） 第二条 自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第三十六条の規定により任用期間を定めて任用されている自衛官（次条において「任期制自衛官」という。）については、法第二十七条第一項において準用する法第三条第一項本文の政令で定める職員は、自衛隊法第三十六条第五項の規定により任用期間を延長されて勤務している職員とする。 第三条 その任用期間の満了する日まで育児休業の期間を延長されている任期制自衛官について当該延長されている育児休業の期間を再び延長することができる法第二十七条第一項において準用する法第四条第二項の政令で定める特別の事情は、一般職に属する国家公務員について定められているもののほか、次に掲げる事情とする。 一 自衛隊法第三十六条第四項の規定により引き続いて任用されたこと。 二 （略） 三 自衛隊法第三十六条第二項に規定する陸曹候補者、海曹候補者又は空曹候補者の指定を受けた者のうち防衛大臣の定めるものとなったこと。	（任期制自衛官についての特例） 第二条 自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第三十六条の規定により任用期間を定めて任用されている自衛官（次条において「任期制自衛官」という。）については、法第二十七条第一項において準用する法第三条第一項本文の政令で定める職員は、自衛隊法第三十六条第八項の規定により任用期間を延長されて勤務している職員とする。 第三条 その任用期間の満了する日まで育児休業の期間を延長されている任期制自衛官について当該延長されている育児休業の期間を再び延長することができる法第二十七条第一項において準用する法第四条第二項の政令で定める特別の事情は、一般職に属する国家公務員について定められているもののほか、次に掲げる事情とする。 一 自衛隊法第三十六条第七項の規定により引き続いて任用されたこと。 二 （略） 三 自衛隊法第三十六条第五項に規定する陸曹候補者、海曹候補者又は空曹候補者の指定を受けた者のうち防衛大臣の定めるものとなったこと。

改 正 案	現 行
（法第一項の固定資産） 第一条 （略） 2 前項第三号に掲げる「弾薬庫」とは、自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第七十九号）第四十二条第一項に規定する補給処の支処及び出張所のうち弾薬支処及び弾薬出張所の弾薬の保管、補給及び整備を行うための施設並びにこれらの施設に類する海上自衛隊の地方総監部又は地区総監部が管理する施設をいい、同号に掲げる「燃料庫」とは、同項に規定する補給処の支処及び出張所のうち燃料支処及び燃料出張所の液体燃料又は油脂類の保管、補給及び整備を行うための施設並びにこれらの施設に類する海上自衛隊の地方総監部又は地区総監部が管理する施設をいい、同号に掲げる「通信施設」とは、航空警戒管制又は電波情報の収集整理のため直接必要な施設のうち同令第三十条の十一に規定する防衛大臣の定める部隊又は防衛省設置法（昭和二十九年法律第百六十四号）第十九条第一項に規定する情報本部が管理するものをいう。 3 （略）	（法第一項の固定資産） 第一条 （略） 2 前項第三号に掲げる「弾薬庫」とは、自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第七十九号）第四十二条第一項に規定する補給処の支処及び出張所のうち弾薬支処及び弾薬出張所の弾薬の保管、補給及び整備を行うための施設並びにこれらの施設に類する海上自衛隊の地方総監部又は地区総監部が管理する施設をいい、同号に掲げる「燃料庫」とは、同項に規定する補給処の支処及び出張所のうち燃料支処及び燃料出張所の液体燃料又は油脂類の保管、補給及び整備を行うための施設並びにこれらの施設に類する海上自衛隊の地方総監部又は地区総監部が管理する施設をいい、同号に掲げる「通信施設」とは、航空警戒管制又は電波情報の収集整理のため直接必要な施設のうち同令第三十条の十三に規定する防衛大臣の定める部隊又は防衛省設置法（昭和二十九年法律第百六十四号）第十九条第一項に規定する情報本部が管理するものをいう。 3 （略）